

本工事にかかる交通規制計画については、次の観点で比較検討を行い、総合的には『通行止め案』が優位であると整理したところ。【第2回検討会】

- ・施工箇所周辺地域への影響(沿道(住居・店舗))
- ・施工箇所周辺地域への影響(歩行者及び自転車)
- ・自動車交通への影響(高速道路及び一般街路)
- ・工期

通行止め案での交通規制にかかる「自動車交通への影響」に関しては、一般街路への交通影響を抑制する観点から高速道路への迂回を促すため、

- ・料金施策(大和川線迂回時の料金調整など)
- ・広報施策、情報提供など(所要時間表示による経路選択など)

について検討を行い、交通影響予測の結果などから、一定の交通分散が図られることが確認できた。

なお、一般街路への交通影響を抑制するため、迂回路案内の実施や、信号現示調整、交差点改良などの検討・協議・調整を進め、特に交通量の増加が多くなる瓜破交差点については、自動車交通への対策、歩行者・自転車交通への対策の2つの観点から、具体的な対策の実施に向けて取り組むものとする。【第3回検討会】

以上の検討結果より、社会的影響を抑制する観点から『交通影響対策を講じて、通行止め案で工事をおこなうことが妥当である』ことを本検討会のとりまとめとする。今後は、この方針に従い、工事着手に向けた準備・調整を進めることとする。

また、工事期間中は、高速道路および一般街路の交通状況を適切に把握し、必要に応じて、影響対策の見直しについて検討するものとする。